**オーストラリアの初回報告に関する総括所見**（ＪＤ仮訳）

CRPD/C/AUS/CO/1

2013年10月21日

**国連・障害者権利委員会**

I. はじめに

1.　委員会は、2013年9月3日と4日に開催された第107回及び第108回会合においてオーストラリアの初回報告（CRPD/C/AUS/1）を検討し、2013年9月12日の第118回会合において以下の総括所見を採択した。

2.　委員会は、オーストラリアの初回報告を歓迎し、委員会により作成された事前質問事項への包括的な書面による返答（CRPD/C/AUS/Q/1/Add.1）を締約国に感謝する。

3.　委員会は、政府省庁代表と障害者差別担当長官を含む代表団について、締約国を賞賛する。委員会は代表団との有意義な対話に感謝の意を表する。

II．　肯定的な側面

4.　委員会は、すべての管轄区域において条約を実施するための国家障害戦略2010-2020を締約国が採択したことを賞賛する。

5.　委員会は、障害インクルーシブ開発を支援している国際協力プログラムが、教育、雇用、保健サービス、法律及び司法手続きの利用の機会を増加させることについて、締約国を賞賛する。

6.　委員会は、集中的支援を必要とする人々を含む障害者自身が方向性を決める、障害支援の全国事業である「障害ケアオーストラリア」（DisabilityCare Australia）を導入した締約国を賞賛する。

7.　委員会は、2013年6月に締約国がオーストラリア法律改正委員会に、法律の前にひとしく認められる権利及び障害者の法的能力に対する障壁に関する調査を委任したことを歓迎する。また、ニューサウスウェールズ州と南オーストラリア州による試行的な支援付き意思決定の取り組みへの資金援助を歓迎する。

III.　主な懸念事項と勧告事項

A.　一般原則と義務（第1条と第4条）

8.　委員会は、国家障害戦略の採択にもかかわらず、締約国は、その国内法を完全には条約に則したものにしていないと懸念する。更に、締約国が条約第12条、第17条及び第18条に対して行った解釈宣言を懸念する。

**9.　委員会は、締約国が条約に基づくすべての権利を国内法に組み入れ、第12条、第17条、第18条に関する解釈宣言の撤回を視野に見直しを行うことを勧告する。**

10.　委員会は、条約に関係する政策の策定及び法律の改正に係るあらゆる事柄について、政府と障害者及びその組織との間に、協議及び関与のための十分な仕組みがないことを遺憾に思う。

**11.　委員会は、障害者（障害児を含む）と協力して、その代表団体を通じ、条約を実施するための法律及び政策の、策定及び実施に、有意義な参加を確保する仕組みを創設することを勧告する。**

12.　委員会は、心理社会的障害を持つ人々及びアボリジニ並びにトーレス海峡島民を含む、あらゆる障害者の団体が、その活動に十分な資源を提供されているわけではないことを懸念する。

**13.　委員会は、障害児を代表する団体を含む、障害者の独立組織が利用できる資源を増加するよう、締約国が指導力を発揮することを勧告する。**

B.　特定の権利（第5-30条）

平等と無差別（第5条）

14.　委員会は、1992年障害者差別禁止法における保護される権利及び差別の根拠の範囲が、条約に規定されたものよりも狭いこと、及び、すべての障害者に同程度の法的保護を提供しないことを懸念する。

**15.　委員会は、児童、先住民、女子、聴覚障害者、聾者、心理社会的障害のある人を含むすべての障害者が明確に対象となるよう締約国が複合差別に対応するために、また、障害を理由にした差別からの保護を保証するために、差別禁止法を強化することを締約国に勧告する。**

障害のある女子（第6条）

16.　委員会は、障害のある女子に対する暴力及び性的虐待の発生率が高いとの報告を懸念する。

**17.　委員会は、特に障害のある女子が、効果的かつ統合的な対応システムを確実に利用できるよう、締約国はジェンダーに基づく暴力の防止に関する公的事業及び政策に、障害のある女子についてのより総合的な考察を組み入れるよう勧告する。**

障害のある児童（第7条）

18.　委員会は、「オーストラリアの児童を保護するための全国的枠組み」が、暴力、虐待、放置に対する児童の保護に焦点を当てていること、また、児童の権利がどのように実施され、監視され、促進されるかを定めた、障害のある児童を含む児童のための包括的な国家政策枠組みがないことを懸念する。

**19.　委員会は、締約国に対し次の勧告をする。**

1. **一般の児童及び若者に適用される法律、政策、事業、サービス基準、業務手順及び遵守の枠組みに条約を組み込むことにより、障害のある児童の権利を促進し、保護するための努力を強化すること。**
2. **障害のある児童が、自己に関するすべての事項について意見を表明する権利を保証する、政策及びプログラムを確立すること。**

施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）

20.　委員会は、「2002年アクセシブル公共交通機関の障害基準」と「2010年障害基準（敷地と建物へのアクセス）」には、障害者のアクセシビリティ障壁に対処するための規則が導入されていることに留意する。しかし、締約国のアクセシビリティ基準と規制の遵守レベルには懸念が残る。

**21.　委員会は、障害基準及び要件について、監視及び実施を確実にするために十分な資源を配分するよう勧告する。**

危険な状況及び人道上の緊急事態（第11条）

22.　委員会は、地方レベル及び州レベルでの緊急対応並びにリスク軽減計画の採用にもかかわらず、障害者のニーズは災害対応措置に明確には含まれていないことがよくあり、また、国家計画には障害者のための緊急介入戦略を取り上げた特別な対策が未だないことを懸念し留意する。

**23.　委員会は、障害者との協議を行い、3つのレベルの政府全般で実施され、多様な障害の包摂を確保し、また、緊急事態管理の準備から、早期警報、避難、暫定住宅と支援、復旧、再建に至る全段階を網羅した、国家的に一貫性のある緊急事態管理基準を制定することを締約国に要請する。委員会は、更に障害者のための緊急時対応構想を国家計画へ組み入れることを勧告する。**

法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

24.　委員会は、オーストラリアの法律改正委員会が最近、障害者の法律の前にひとしく認められる権利と法的能力に対する障壁を調べるよう依頼されたことに留意する。しかし委員会は、代理による意思決定の体制が維持される可能性があること、また、法的能力の行使において支援付き意思決定をするための詳細かつ実行可能な枠組みが依然として存在しないことを懸念する。

**25.　委員会は、締約国が現在の調査を効果的に活用し、代理意思決定を支援付き意思決定に置き換えるための措置を直ちに講じること、また、当事者の自律、意志及び選好を尊重する幅広い方法を提供すること、並びに、人権を尊重し、かつ、当事者自身の立場で、治療のためのインフォームドコンセントの付与や撤回、司法へのアクセス、投票、結婚、労働することを含めて条約第12条に完全に準拠することを勧告する。**

**26.　委員会は更に、締約国が、障害者及びその代表組織と協議・協力して、国家、地方、地域レベルで、公務員、裁判官、ソーシャルワーカーを含むすべての関係者に対して、障害者の法的能力の認識についての、また、法的能力の行使における支援付き意思決定方式の優位性についての、研修を行うことを勧告する。**

司法手続きの利用の機会（第13条）

27.　委員会は、司法官、法律実務家及び裁判所職員に対する、障害者に司法手続きを利用する機会を保証することについての研修の不足、及び障害者のための司法手続きを利用する機会に関する指針の欠如を懸念する。委員会は更に、手話通訳者を利用する機会又は補完的かつ代替的なコミュニケーション方法の使用が、オーストラリアのすべての州及び準州で支援されていないことを懸念する。

**28.　委員会は、障害者との関わり方に関する標準的かつ必修の項目を、警察官、刑務官、弁護士、司法及び裁判所職員のための研修プログラムに組み込むことを勧告する。更に、条約第13条に沿って、障害者の司法手続きの利用の機会を保証するため、全州及び全準州の法律及び政策を改正することを勧告する。**

**29.　委員会は更に、刑事訴訟の文脈において、心理社会的障害者に対し、他者と同様に、相当な手続保証が確保されるよう要請する。また、特に、精神保健管理組織に個人を措置する矯正プログラム、又は精神保健サービスへの参加を個人に要求するプログラムが執行されないと保証することを求める。むしろ、そのようなサービスは、個人の自由なインフォームドコンセントに基づいて提供されるべきである。**

**30.　委員会は更に、裁判なしに犯罪を告発され、かつ、現在刑務所及び施設に拘留されているすべての障害者に、刑事罰についての抗弁が認められること、及びそれらの障害者の効果的参加を促す、必要な支援と配慮が提供されることを締約国に勧告する。**

身体の自由及び安全（第14条）

31.　委員会は、知的障害または心理社会的障害により裁判を受けることができる状態にないとみなされる障害者は、有罪の判決なしに刑務所または精神医学施設において無期限に拘禁され得ること、及び、その期間は罪に対する拘留刑の上限を超過し得ることを懸念する。委員会は、障害者、特に女性、児童、アボリジニ及びトーレス海峡諸島の障害者が、刑務所及び少年司法制度施設に過剰に拘留されていることを、同様に懸念する。

**32.　委員会は、緊急の問題として締約国に勧告する。**

1. **条約に準拠した立法、行政および支援の枠組みを確立することにより、アボリジニ及びトーレス海峡諸島の障害者を中心とした有罪判決を受けていない障害者への、管理を目的とする刑務所の不当な使用を止めること。**
2. **刑事司法制度の渦中にある障害者へ適切な支援と配慮が確保されるよう、強制力のある指針及び実務を制定すること。**
3. **心理社会的若しくは知的障害を含む障害を理由にした、自由のはく奪を可能にする法律を見直すこと及び明白な若しくは診断された障害に関連した、非自発的な抑留を認める条項を廃止すること。**

33.　委員会は更に、オーストラリアの法令に基づき、本人が治療に関する決定を下すか、または伝えることができないとみなされる場合、本人の意思に反して医療的介入の対象となり得ることを懸念する。

**34.　委員会は、当該障害者の自由かつインフォームドコンセントのない医療介入、精神保健施設に拘禁するための収容令状又は地域治療命令（Community Treatment Orders）による、施設内若しくは地域での強制治療の要求を合法化しているすべての法律を廃止することを締約国に勧告する。**

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは処罰からの自由（第15条）

35.　委員会は、障害を持つ人々、特に知的障害または心理社会的障害がある人々が、学校、精神保健施設、病院を含む様々な環境において、化学的、機械的、物理的拘束及び隔離などの、規制されていない行動変容又は制限措置の対象となることを懸念する。

**36.　委員会は、精神保健施設、特別学校、病院、障害司法センター、刑務所などの勾留の場所を監視する、独立した全国的予防メカニズムを設けることにより、心理社会的障害を含む障害者が侵害的な医療介入の対象となる慣行に終止符を打つべく、締約国が即時に対応することを勧告する。**

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

37.　委員会は、施設及びその他の隔離された場に住む女子に対する暴力行為による高い犯罪率の報告を懸念する。

**38.　委員会は、施設的な場で障害のある女子が経験した暴力、搾取、虐待の状況を遅滞なく調査すること、及びその結果に対し適切な措置を講じることを締約国に勧告する。**

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

39.　委員会は、2013年7月に発表された、障害者の非自発的又は強要された不妊措置に関する上院の調査報告が、この慣行の継続を許容する提言を示していることを強く懸念する。委員会は、更に障害児・者の不妊措置に関する懸念事項への対処を求める、児童の権利委員会の勧告（CRC/C/15/Add.268; CRC/C/AUS/CO/4）、普遍的定期的審査に関するワーキンググループの勧告（A/HRC/17/10）、及び拷問及びその他の残酷で非人道的若しくは品位を傷つける取り扱い又は処罰に関する特別報告者の報告（A/HRC/22/53）にかかる締約国の不履行を遺憾に思う。

**40.　委員会は、事前の十分な情報に基づく自由な同意がない限り、障害のある少年少女及び大人の障害者に対する不妊措置を禁止する、統一的国内法の採択を締約国に要請する。**

自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

41.　委員会は、大規模居住センターを閉鎖する政策にもかかわらず、新しい取り組みが施設的な生活様式を再現していること、及び多くの障害者が障害支援を受けるために、依然として居住施設での生活を余儀なくされていることを懸念する。

**42.　委員会は、締約国に対し、居住施設の閉鎖に関する国家計画の策定及び実施、また、障害者が地域社会に住むことを可能にする、支援サービスへの必要な資源の配分を奨励する。委員会は、障害者がどこで誰と暮らしたいかを自由に選択すること、また、障害者が居住の場と関係なく必要な支援を受ける資格があることを保証するため、締約国が即座に行動することを勧告する。したがって、締約国は、障害のある様々な人々のニーズに基づいて、様々な形態の住居を調整する必要がある。**

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

43.　委員会は、特に公的な交流の場に障害者が関与する際、あらゆる情報を利用しやすい様式で提供すること、及びその使用を効果的に促進すること、並びにオーストラリア手話（Auslan）を公式手話として使用すること、そして、利用しやすいその他の意思疎通様式（盲ろう者の通訳、点字、簡単かつ平易な英語、音声の説明）を使用することについての、締約国の怠慢を懸念する

**44.　委員会は、条約第24条第3項と第29条（b）に従って、締約国が、オーストラリア手話をオーストラリアの国語の1つとして認識すること、及びその他の利用可能な意思疎通様式への十分な開発、推進、活用のための予算配分によって、それらの利用を発展させることを勧告する。**

教育（第24条）

45.　委員会は、平等な教育へのアクセスを確保するために設けられた「教育における障害基準」にもかかわらず、障害のある学生は特別学校に配置され続けていること、及び、普通校にいる多くの障害者が特別学級やユニットに限定されていることを懸念する。委員会は更に、普通校に在籍する障害学生が合理的配慮の不足のため標準以下の教育を受けていることを懸念する。委員会は、障害学生の中学校の修了率は、障害のない学生の約半分であることも懸念する。

**46.　委員会は、締約国に勧告する。**

1. **教育に必要とされる質を伴った合理的配慮を提供する努力を強化すること。**
2. **現行のインクルーシブ教育政策の有効性について、かつ「教育における障害基準」の各州及び準州での実行範囲について、調査を実施すること。**
3. **すべてのレベルの教育と訓練において障害学生の参加率と修了率を高めるための目標を設定すること。**

ハビリテーション(適応のための技能の習得)及びリハビリテーションへのアクセス（第26条）

47.　委員会は、締約国の、医学モデルによるハビリテーション、及び、リハビリテーションが人権モデルに基づいていないことを遺憾に思う。

**48.　委員会は、締約国が、自由かつインフォームドコンセントのない、お仕着せのハビリテーション及びリハビリサービスから、障害者を保護する枠組みを確立するよう勧告する。**

労働についての権利（第27条）

49.　委員会は、「オーストラリア障害企業」の障害のある従業員は、依然として「ビジネスサービス賃金評価ツール」に基づいて賃金を支給されていることを懸念する。

**50.　委員会は、締約国に勧告する。**

1. **「ビジネスサービス賃金評価ツール」の使用を直ちに中止すること。**
2. **支援付き雇用の被雇用者の賃金の正しい評価を保証するため、　「支援付き雇用賃金制度」を修正すること。**
3. **障害のある女性の就労参加を増やすため、女性障害者の就労を阻む特別な構造的障壁に対処する取り組みをはじめること。**

政治的及び公的生活への参加（第29条）

51.　委員会は、障害者、特に知的障害または心理社会的障害がある者が自動的に選挙人名簿から除外されていることを懸念する。委員会は更に、障害者が投票過程において大きな障壁に直面していることを懸念する。

**52.　委員会は、投票及び選択を行使する障害者の能力についての推定を修復するための、また、選挙における投票のすべての側面を障害のあるすべての市民に利用可能にするための、法律を制定することを締約国に勧告する。**

C.　特定の義務（第31-33条）

統計及び資料の収集（第31条）

53.　委員会は、障害者を対象に収集され、公に報告された分類程度の低いデータを遺憾に思う。更に、障害のある女子、特に先住民族の障害を持つ女子の具体的な状況に関するデータはほとんどないことを遺憾に思う。

**54.　委員会は、締約国が、条約に規定された義務の全範囲にわたるデータ収集及び分類されたデータ公表に関する全国的に一貫した措置を策定すること、及び、すべてのデータを年齢、性別、障害の種類、居住地、文化的背景で分類することを勧告する。委員会は更に、締約国が、条約の実施による将来の進展を測定できるよう、分類されたデータのベースラインを確立するため、障害のある女子の状況に関する包括的な評価を委託すること及び資金を提供することを勧告する。**

55.　委員会は、児童の保護に関するデータに障害児の状況が反映されていないことを遺憾に思う。更に、障害のある児童、特に先住民族の児童、障害のある児童のための代替ケア、遠隔地や農村部に住む障害児に関する情報の不足を遺憾に思う。

**56.　委員会は、児童に対する虐待や暴力を含む児童の状態についての、性別、年齢、障害によって分類されたデータを、体系的に収集、分析、普及することを締約国に勧告する。更に、締約国は、障害のある児童の状況に関する包括的な評価を委託し資金を供給して、条約の実施による将来の進展を測定できるよう、分類されたデータのベースラインを確立することを勧告する。**

国内における実施及び監視（第33条）

57.　委員会は、オーストラリアがその第33条に沿って条約を実施し監視するための参加型かつ責任ある仕組みを欠いていることを懸念する。

**58.　委員会は、締約国が条約第33条の規定と完全に一致する監視システムを直ちに設立することを勧告する。**

フォローアップと普及

59.　委員会は、締約国に対し、本総括所見に含まれる委員会の勧告を実施するよう要請する。委員会は、締約国が、検討と行動に目指して、政府と国会のメンバー、関連する省庁の職員、司法機関、教育、医療、法律専門家などの関連する専門家集団のメンバー、及び地方自治体、民間部門、並びにメディアに、近代的な社会通信方法を用いてこの総括所見を伝えることを勧告する。

60.　委員会は、締約国に、本総括所見を広く、特に障害者を代表する団体、NGO、障害者及びその家族に向け、利用可能な様式で発信することを要請する。

61.委員会は、締約国に対し、市民社会組織、特に障害当事者団体を次の定期報告書の作成に関与させることを奨励する。

次回報告書

62.　委員会は、締約国に対し、2018年7月17日までに第2及び第3の定期報告の合併報告を提出し、そこに本総括所見の実施に関する情報を含めるよう要請する。

（訳者：佐藤久夫、　小杉弘子）